

# 中小河川における避難情報発令の 判断・伝達マニュアル

津 市

令和6年 6月改訂

(平成27年5月作成)

# 目 次

津地域（穴倉川、天神川）	1
久居地域（谷杣川）	8
河芸地域（田中川）	13
芸濃地域（中ノ川）	19
美里地域（桂畑川、細野川、柳谷川、穴倉川、待口川）	23
安濃地域（美濃屋川）	32
一志地域（波瀬川）	40
白山地域（大村川、佐田川、垣内川）	43
美杉地域（八手俣川）	51
避難情報の発令チャート	57
参考資料 内閣府「避難情報に関するガイドライン」抜粋	58

## 中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

津地域

### 1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、避難対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

### 2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
穴倉川	判断地点：広永橋  判断基準： 水位が橋桁の底部から <b>1.0m</b> に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。	判断地点：広永橋  判断基準： 水位が橋桁の底部から <b>0.5m</b> に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。	判断地点：広永橋  判断基準： 水位が橋桁の <b>底部</b> に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
天神川	判断地点： 天神橋上（三重県【川の防災情報】の高茶屋観測所の水位計）  判断基準： 水位計が <b>2.0m</b> を示し、	判断地点： 天神橋上（三重県【川の防災情報】の高茶屋観測所の水位計）  判断基準： 水位計が <b>2.2m</b> を示し、	判断地点： 天神橋上（三重県【川の防災情報】の高茶屋観測所の水位計）  判断基準： 水位計が <b>2.4m</b> を示し、

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	さらに水位上昇が見込まれる場合。	さらに水位上昇が見込まれる場合。	さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

#### 【参考資料】

- ① 河川位置図
- ② 判断地点・基準を示した写真

### 3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
穴倉川	楡形小学校	分部（長田、十王、地下、広永、四軒町、向井）、小舟
天神川	南郊公民館、高茶屋市民センター	桜茶屋、桜茶屋東、ヒューマンタウン高茶屋、小森北、小森南第1、小森上野、町屋、城山西、西里ノ上西、西里ノ上北

### 4 水位の把握方法

河川名	水位の把握方法
穴倉川	大雨、洪水警報等の発表により、穴倉川の水位の上昇が見込まれる場合は、地域住民、自治会長、自主防災組織、常備消防、非常備消防、市職員のいずれかによる判断地点（広永橋）水位の目視確認の伝達によって把握し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。
天神川	大雨、洪水警報等の発表により、天神川の水位の上昇が見込まれる場合は、地域住民、自治会長、自主防災組織、常備消防、非常備消防、市職員のいずれかによる判断地点（天神橋上）水位の目視確認の伝達によって把握し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。

## 5 危機管理総務部への情報伝達方法

### (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合

### (2) 危機管理総務部への情報伝達

ア 近隣支所の職員が水位上昇を確認した場合、災害対策本部危機管理総務部へ電話若しくは移動系防災行政無線で通報する。

イ 地域住民や自治会長等が水位上昇を確認した場合、災害対策本部危機管理総務部へ電話により通報する。(この場合、近隣支所等の市施設への駆け込み通報を行う場合もある。)

ウ 常備消防による河川巡視で確認した場合、消防災害対策本部を經由し災害対策本部危機管理総務部へ通報する。

エ 非常備消防（穴倉川は楡形分団、天神川は高茶屋分団）による河川巡視で確認した場合、電話連絡又は移動系防災行政無線により、消防災害対策本部（管轄分署を經由する場合もある）を經由し災害対策本部危機管理総務部へ通報する。

### (3) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、危機管理総務部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

(伝達内容)

#### ア 穴倉川

穴倉川の水位が広永橋において〇時〇分、橋桁まで1.0m（0.5m）に達し、さらに水位上昇が見込まれるため、災害対策本部長に対し、避難情報の発令を具申します。

#### イ 天神川

天神川の水位が、天神橋上の高茶屋水位観測地点において〇時〇分、2.0m（2.2m、2.4m）に達し、さらに水位上昇が見込まれるため、災害対策本部長に対して避難情報の発令を具申します。

## 穴倉川判断地点

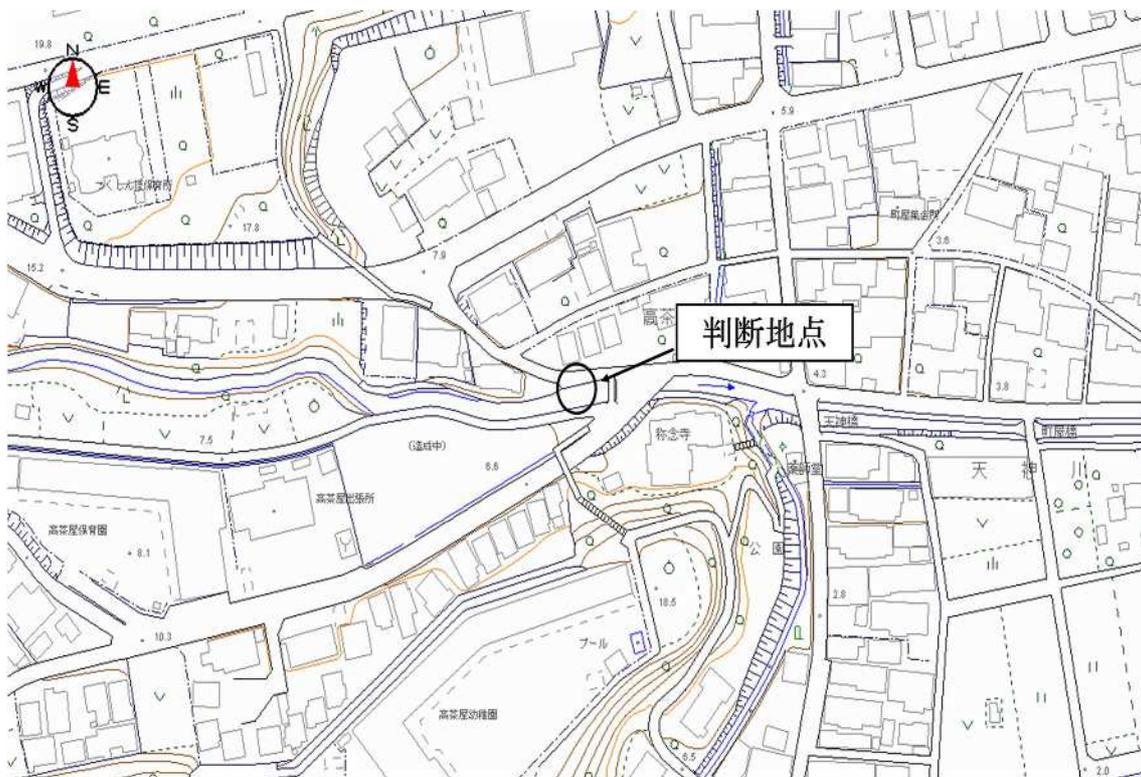


この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

## 穴倉川の判断基準表示（広永橋）



## 天神川判断地点

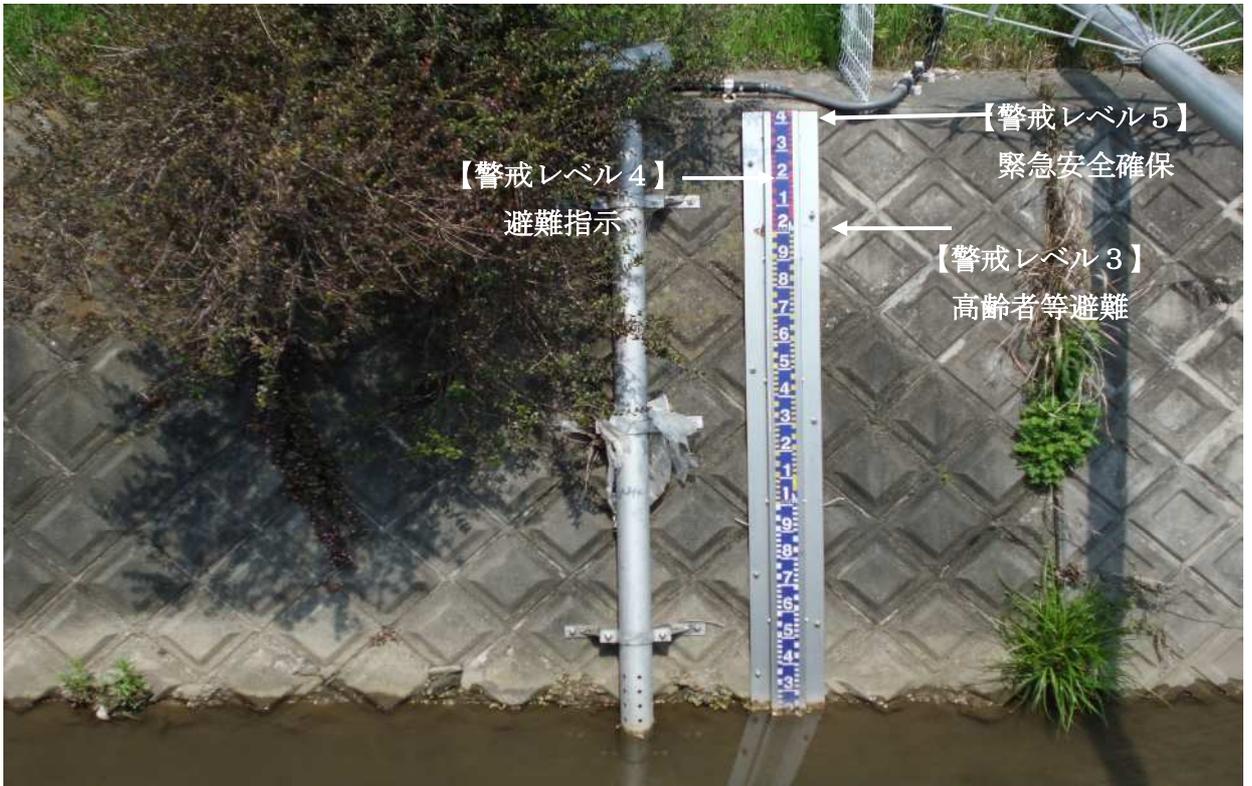


この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

## 天神川の判断地点：全景



## 天神川 高茶屋観測所



1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
谷杣川	判断地点： 榊原町上 教育集会所上流  判断基準： 水位が護岸階段天場から3段目(青色)に到達。 ※基準に到達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。	判断地点： 榊原町上 教育集会所上流  判断基準： 水位が護岸階段天場(黄色)に到達。 ※基準に到達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。	判断地点： 榊原町上 教育集会所上流  判断基準： 水位が護岸階段天場を超え越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区(自治会名)
谷杣川	榊原小学校 (同時に榊原市民館も開設する)	榊原5自治会

#### 4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
谷杣川	大雨、洪水警報等の発表により、谷杣川の水位の上昇が見込まれる場合は、支部長は、地域住民、自主防災組織、地元消防団、市職員によって判断地点（榊原町上教育集会所上流）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。

#### 5 危機管理総務部への情報伝達方法

##### (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

##### (2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

##### (3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員・・・津市災害対策本部久居支部長

イ 方法・・・電話又は防災行政無線

ウ 伝達内容・・・【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

##### ● 「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発令文例

「こちらは、津市災害対策本部です。谷杣川の水位が上昇し、洪水のおそれがあります。〇〇時〇〇分に榊原5自治会に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。避難に時間がかかる方は、早めに避難を開始してください。開設避難所は、榊原小学校です。外が危険な場合は、屋内の安全なところに避難してください。」

##### ● 「【警戒レベル4】避難指示」の発令文例

「こちらは、津市災害対策本部です。谷杣川の水位が上昇し、洪水の危険があるため、〇〇時〇〇分に榊原5自治会に【警戒レベル4】避難指示を発令しました。直ちに最寄りの避難所へ避難してください。開設避難所は、榊原小学校です。外が危険な場合は、屋内の安全なところに避難してください。」

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル 【避難情報の判断基準】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。

- 1：谷杣川の判断地点において、【警戒レベル3】高齢者等避難の判断基準である水位に達した時。
- 2：大雨警報（浸水害）が発表され、笠取山雨量観測所の降り始めからの累積雨量が100mmに達し、今後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。（面的雨量（レーダ等）で雨域がある場合）又は、笠取山雨量観測所の1時間雨量が30mmを超え、今後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。
- 3：地域の水防団等から避難準備行動の必要性に関する通報があった場合。
- 4：浸水等の発生に関する情報が住民等から通報された場合。

1～5のいずれか1つに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。

- 1：谷杣川の判断地点において、【警戒レベル4】避難指示の判断基準である水位に達した時。
- 2：大雨警報（浸水害）が発表され、笠取山雨量観測所の降り始めからの累積雨量が130mmに達し、今後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。（面的雨量（レーダ等）で雨域がある場合）又は、笠取山雨量観測所の1時間雨量が50mmを超え、今後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。
- 3：地域の水防団等から避難行動の必要性に関する通報があった場合。
- 4：浸水等の発生に関する情報が住民等から通報された場合。
- 5：避難行動が危険である場合、屋内の安全な場所に避難する。

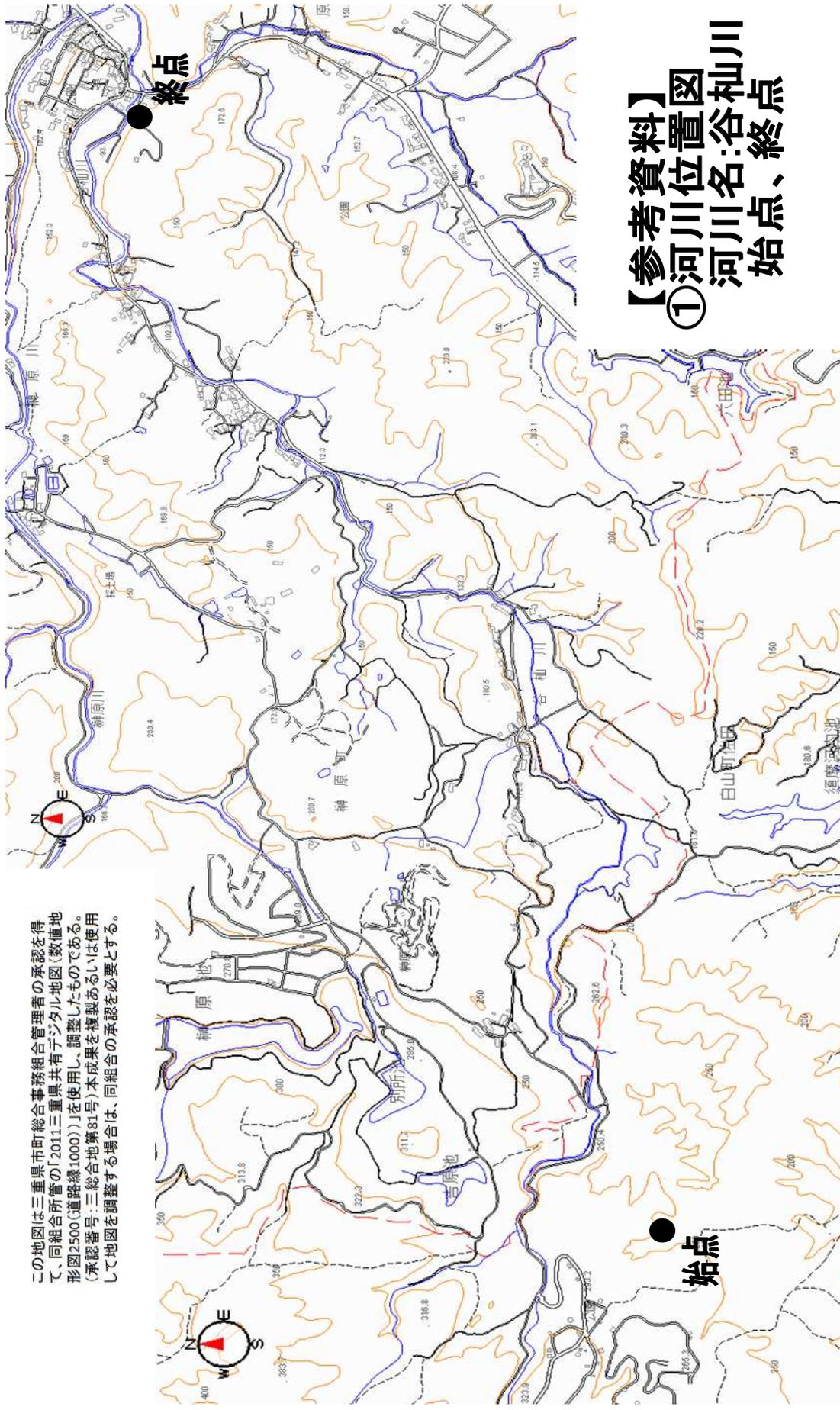
※流木等により、川の流れが堰き止められ、急激に水位が上昇して、洪水の危険性が高まった場合は、速やかに【警戒レベル4】避難指示を発令する。また、【警戒レベル4】避難指示が、夜間に発令されることが予想される場合は、避難行動に危険を及ぼす可能性が高くなることから、【警戒レベル4】避難指示の発令を前倒しすることも検討する。

○開設避難所・・・榊原小学校を開設する際には、申し合わせ事項として、榊原市民館も開設する。

○住民等へ周知すべき事項

小河川の場合は、床上浸水となるケースが多くないこと、浸水が極めて短時間で発生する機会が多いことから、【警戒レベル4】避難指示が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋、地下空間等関係者以外の者は、屋内安全確保を基本として避難行動をする。

この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。



**【参考資料】**  
**①河川位置図**  
**河川名:谷杣川**  
**始点、終点**

②判断地点・規準を示した写真



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：榊原町上教育集会所上流	
谷柚川		<p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
田中川 (上野)	判断地点： 大蔵橋西記念碑付近  判断基準： 判断地点の水位が基準 <b>(青色)</b> に達し、さらに 水位上昇が見込まれる とき。	判断地点： 大蔵橋西記念碑付近  判断基準： 判断地点の水位が基 準 <b>(黄色)</b> に達し、さ らに水位上昇が見込 まれるとき。	判断地点： 大蔵橋西記念碑付近  判断基準： 判断地点の水位が堤防 を越えるおそれがある ときや、漏水等堤防の 決壊につながる前兆現 象が確認されるとき、 または当該河川におい て決壊や越流を確認し たとき。
田中川 (東千里)	判断地点： 防潮水門水位標  判断基準： 防潮水門設置の水位標 が <b>2.6m</b> を観測し、更に 水位の上昇が見込まれ るとき。	判断地点： 防潮水門水位標  判断基準： 防潮水門設置の水位 標が <b>2.8m</b> を観測し、 更に水位の上昇が見 込まれるとき。	判断地点： 防潮水門西地点  判断基準： 判断地点の水位が堤防 を越えるおそれがある ときや、漏水等堤防の 決壊につながる前兆現 象が確認されるとき、

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
			または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
田中川 (大蔵園)	判断地点： 防潮水門水位標  判断基準：防潮水門設置の水位標が <b>2.4m</b> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	判断地点： 防潮水門水位標  判断基準：防潮水門設置の水位標が <b>2.6m</b> を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	判断地点： 汐見橋西地点  判断基準： 判断地点の水位が堤防を越えるおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認される時、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ①河川位置図（田中川）
- ②判断地点・基準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
田中川 (上野)	上野小学校	上野
田中川 (東千里)	千里ヶ丘小学校	東千里
田中川 (大蔵園)	上野小学校	大蔵園

#### 4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
田中川 (上野)	<p>大雨、洪水警報等の発表により、田中川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元消防団及び支部職員により河川の巡視を実施し、判断地点（大蔵橋西記念碑付近基準線）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、津建設事務所に防潮水門の水位を電話で確認し、1時間に30mm以上～50mm未満の激しい雨を記録したときは、その都度巡視する。</p> <p>巡視及び津建設事務所から聞き取った水位は、河芸支部及び河芸分署において情報共有を図る。</p> <p>避難情報発令時は、避難対象地区自治会長及び津警察署河芸町交番等へ情報を提供する。</p>
田中川 (東千里)	<p>大雨、洪水警報等の発表により、田中川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元消防団及び支部職員により河川の巡視を実施し、判断地点（防潮水門水位標及び防潮水門西地点）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、津建設事務所に防潮水門の水位を電話で確認し、1時間に30mm以上～50mm未満の激しい雨を記録したときは、その都度巡視する。</p> <p>巡視及び津建設事務所から聞き取った水位は、河芸支部及び河芸分署において情報共有を図る。</p> <p>避難情報発令時は、避難対象地区自治会長及び津警察署河芸町交番等へ情報を提供する。</p>
田中川 (大倉園)	<p>大雨、洪水警報等の発表により、田中川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元消防団及び支部職員により河川の巡視を実施し、判断地点（防潮水門水位標及び汐見橋西地点）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、津建設事務所に防潮水門の水位を電話で確認し、1時間に30mm以上～50mm未満の激しい雨を記録したときは、その都度巡視する。</p> <p>巡視及び津建設事務所から聞き取った水位は、河芸支部及び河芸分署において情報共有を図る。</p> <p>避難情報発令時は、避難対象地区自治会長及び津警察署河芸町交番等へ情報を提供する。</p>

※田中川の巡視は、河芸支部職員及び地元消防団員が行い、自治会等は行わない。

## 5 危機管理総務部への情報伝達方法

### (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合

### (2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

### (3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

#### ア 情報伝達職員

津市災害対策本部河芸支部長

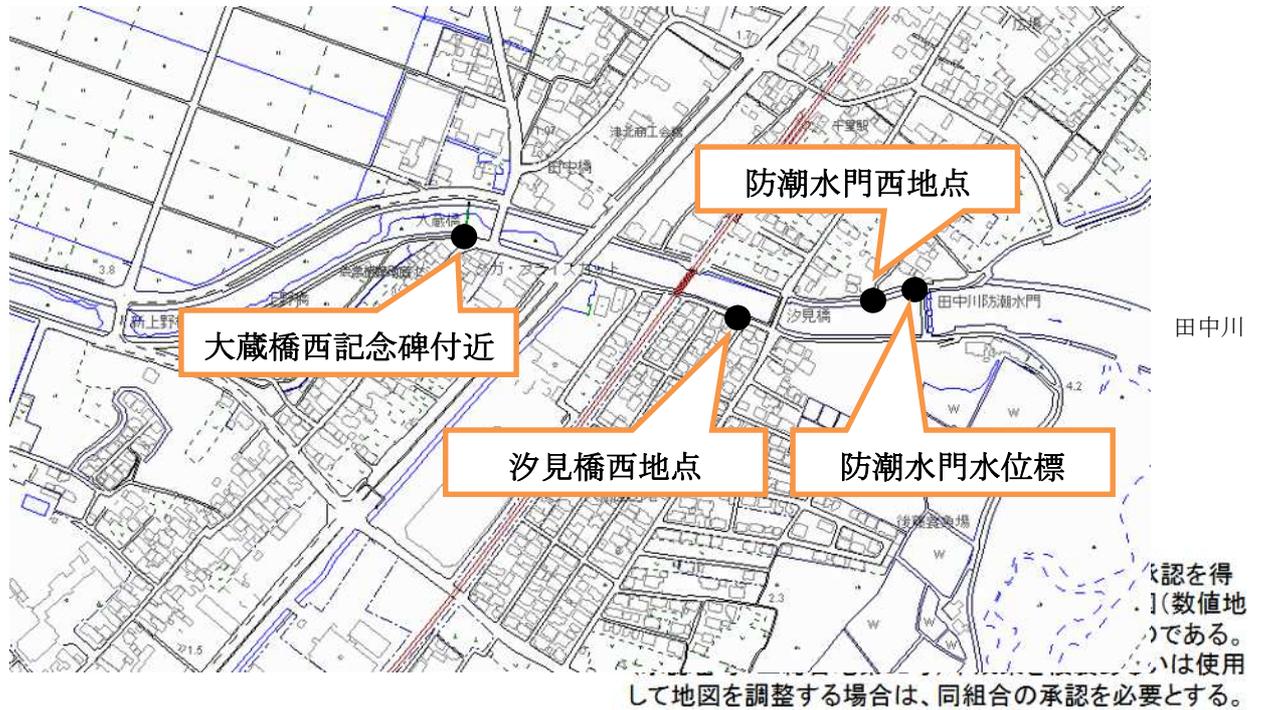
#### イ 方法

電話又は移動系防災行政無線

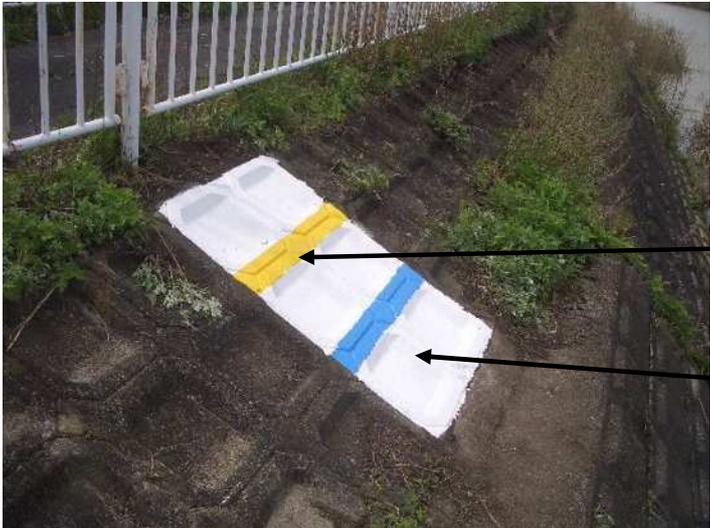
#### ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

①河川位置図（田中川）



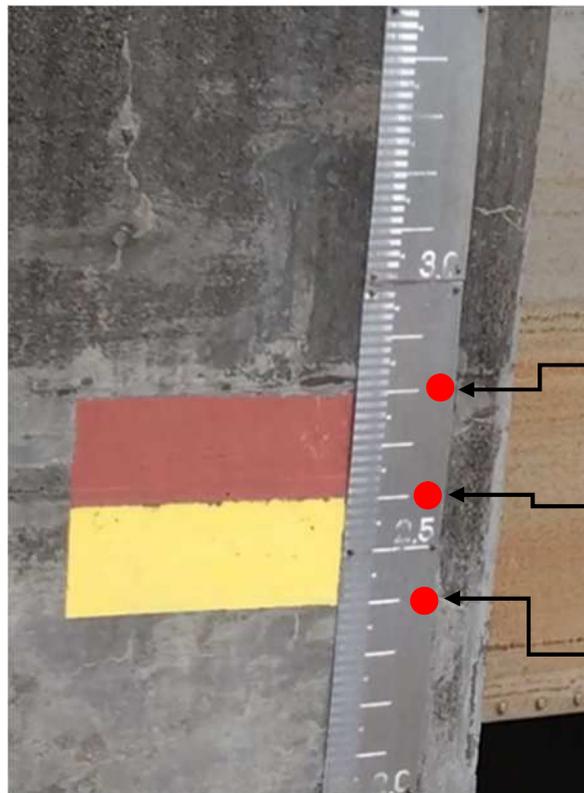
②判断地点・基準を示した写真

河川名	各判断地点
田中川 (上野)	 <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>



防潮水門水位標

田中川  
(東千里、  
大蔵園)



- 【警戒レベル4】  
2.8m 避難指示 (東千里)
- 【警戒レベル4】  
2.6m 避難指示 (大蔵園)
- 【警戒レベル3】  
高齢者等避難 (東千里)
- 2.4m
- 【警戒レベル3】  
高齢者等避難 (大蔵園)

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
中ノ川	判断地点： 芸濃町楠原新六橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 芸濃町楠原新六橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 芸濃町楠原新六橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

### 3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
中ノ川	明小学校  （楠原公民館一時避難場所（及び寺） 中ノ川の水位が上昇し、中ノ川を横断する新玉橋を通行することが危険な場合）	楠原中自治会 楠原東自治会
	（林川原公民館一時避難場所 中ノ川の水位が上昇し、中ノ川を横断する高橋を通行することが危険な場合）	林川原自治会

### 4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
中ノ川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、中ノ川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元区長、自治会長、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（芸濃町楠原新六橋）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。</p> <p>また、時間雨量 50 mm を越えたときは、その都度巡視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>

## 5 危機管理総務部への情報伝達方法

### (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合

### (2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

### (3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

#### ア 情報伝達職員

津市災害対策本部芸濃支部長

#### イ 方法

電話又は防災行政無線

#### ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

①河川位置図



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：芸濃町楠原新六橋
中ノ川	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
① 桂畑川 (南長野)	判断地点： 市道東出中出線岩辺橋下  判断基準： 水位が左岸（護岸工）の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道東出中出線岩辺橋下  判断基準： 水位が左岸（護岸工）の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道東出中出線岩辺橋下  判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
② 桂畑川 (桂畑)	判断地点： 桂畑文化センター前  判断基準： 水位が左岸（ガードレール下）の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発	判断地点： 桂畑文化センター前  判断基準： 水位が左岸（ガードレール下）の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発	判断地点： 桂畑文化センター前  判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川に

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	生するおそれが高まったとき。	生するおそれが高まったとき。	おいて決壊や越流を確認したとき。
③ 細野川	判断地点： 市道北長野本線 前田橋下  判断基準： 水位が左岸（ブロック積）の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道北長野本線 前田橋下  判断基準： 水位が左岸（ブロック積）の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道北長野本線 前田橋下  判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
④ 柳谷川	判断地点： 三郷柳谷梅林寺下  判断基準： 水位が右岸（ブロック積）の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 三郷柳谷梅林寺下  判断基準： 水位が右岸（ブロック積）の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 三郷柳谷梅林寺下  判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
⑤ 穴倉川	判断地点： 津市消防団美里方面 団第3分団詰所・車庫 予定施設前  判断基準： 水位が左岸（ブロック積）の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生す	判断地点： 津市消防団美里方面 団第3分団詰所・車庫 予定施設前  判断基準： 水位が左岸（ブロック積）の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生す	判断地点： 津市消防団美里方面 団第3分団詰所・車庫 予定施設前  判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川に

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	るおそれが高まったとき。	るおそれが高まったとき。	において決壊や越流を確認したとき。
⑥ 待口川	判断地点： 国道163号みさと丘入口交差点北  判断基準： 水位が頭首工を越流し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 国道163号みさと丘入口交差点北  判断基準： 水位が農業用水ゲートに達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 国道163号みさと丘入口交差点北  判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区 (自治会名)	特に注意する避難対象地区
① 桂畑川 (南長野)	北長野林業者等休養福祉施設	南長野	南長野東出垣内 南長野中出下垣内
② 桂畑川 (桂畑)		桂畑	桂畑上出垣内
③ 細野川		北長野	北長野横町垣内
④ 柳谷川	美里社会福祉センター	三郷	柳谷垣内
⑤ 穴倉川	旧辰水小学校	家所	家所辰ノ口上垣内
⑥ 待口川	美里社会福祉センター	三郷	栗原垣内

#### 4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
① ② 桂畑川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、桂畑川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（南長野・桂畑）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点①（市道東出中出線岩辺橋下）②（桂畑文化センター前）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mm を超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>
③ 細野川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、細野川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（北長野・細野）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（市道北長野本線 前田橋下）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mm を超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>
④ 柳谷川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、柳谷川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（三郷）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（三郷柳谷梅林寺下）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mm を超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>
⑤ 穴倉川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、穴倉川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（家所・日南田）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（津市消防団美里方面団第 3 分団詰所・車庫予定施設前）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mm を超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>
⑥ 待口川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、待口川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（三郷）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（国道 163 号みさと丘入口交差点北）水位の目視確認の伝達を電</p>

	<p>話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mmを超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>
--	---

ア 大雨・洪水警報発表

- ・職員（美里支部編成表班編成による）
- ・消防団員（方面団長出動指示による）

} ⇒ 巡視による。

《巡視箇所》⇒ 美里全域

- ・特に上記 2 の美里地内避難情報発令の判断基準等一覧表判断地点

《巡視報告》

- ・職員 ⇒ 支部長

⇄(情報の共有)

- ・消防団員⇒ 方面団長 ⇒ 美里分署 ⇒ 消防本部

イ 危険水位上昇が認められた時

⇓ 中小河川氾濫による道路冠水予防

⇓ 住民から床下浸水等を防ぐために土のう積の依頼があった時

※水防土のう積実施（自主防災会・消防団・職員の共同）

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

(2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

(3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員

津市災害対策本部美里支部長

イ 方法

電話又は防災行政無線

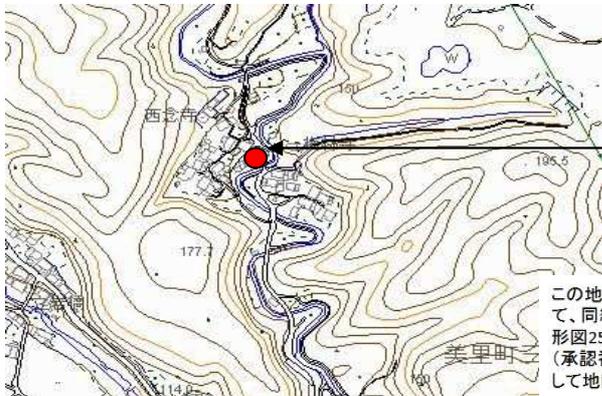
ウ 伝達内容

【警戒レベル 3】高齢者等避難及び【警戒レベル 4】避難指示の発令と避難対象地区



②判断地点・規準を示した写真

河川名	各判断地点	
<p>① 桂畑川</p> <p>南長野 地内</p>	  <p>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</p>	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> <p>判断地点 市道東出中出線岩 辺橋下</p>
<p>② 桂畑川</p> <p>桂畑 地内</p>	  <p>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</p>	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> <p>判断地点 桂畑文化センター前</p>

河川名	各判断地点
<p>③ 細野川</p> <p>北長野 地内</p>	 <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>  <p>判断地点 市道北長野本線 前田橋下</p> <p><small>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</small></p>
<p>④ 柳谷川</p> <p>三郷 地内</p>	 <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>  <p>判断地点 三郷柳谷梅林寺下</p> <p><small>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</small></p>

河川名	各判断地点	
<p>⑤ 穴倉川</p> <p>家 所 地 内</p>	 	<div data-bbox="1066 226 1337 331">【警戒レベル 5】 緊急安全確保</div> <div data-bbox="1066 338 1337 443">【警戒レベル 4】 避難指示</div> <div data-bbox="1018 450 1337 562">【警戒レベル 3】 高齢者等避難</div> <div data-bbox="978 622 1393 779">判断地点 津市消防団美里方面団第3 分団詰所・車庫予定施設前</div> <div data-bbox="938 869 1372 981">この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得 同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地 図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。 認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用 地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</div>
<p>⑥ 待口川</p> <p>三 郷 地 内</p>	 	<div data-bbox="1066 1039 1366 1144">【警戒レベル 5】 緊急安全確保</div> <div data-bbox="1066 1151 1366 1256">【警戒レベル 4】 避難指示</div> <div data-bbox="1050 1285 1366 1397">【警戒レベル 3】 高齢者等避難</div> <div data-bbox="1058 1458 1377 1615">判断地点 国道 163 号みさと丘 入口交差点北</div> <div data-bbox="938 1727 1372 1839">この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得 同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地 図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。 認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用 地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</div>

1 趣旨等

平成26年度に水位周知河川に指定された美濃屋川において、長岡観測所の観測水位を避難情報発令の判断基準として運用を行ってきたが、同観測地点が遠方かつ下流域であり、平成26年8月の台風第11号及び同年10月の台風第19号での運用結果（対象地区の住民に対して避難行動をとるべき判断情報として伝達するタイミングが早すぎる）を踏まえ、これまでの避難情報発令の判断基準水位が適切でない認められる地域として、新たな判断基準に基づき、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ確かなタイミングで避難情報を発令できるよう、その判断基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
美濃屋川 (内多区間)	判断地点： 内多区公民館東堤防  判断基準： 水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 内多区公民館東堤防  判断基準： 水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 内多区公民館東堤防  判断基準： 破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
美濃屋川 (太田区間)	判断地点： 太田橋下堤防  判断基準： 水位が右護岸ヒューム管底に達し、さらに	判断地点： 太田橋下堤防  判断基準： 水位が右護岸ヒューム管底に達し、さらに	判断地点： 太田橋下堤防  判断基準： 破堤または堤防天端高に水位が到達するおそ

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	水位上昇が見込まれるとき。	水位上昇が見込まれるとき。	れが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
美濃屋川 (清水区間)	判断地点： 清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防  判断基準： 水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防  判断基準： 水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防  判断基準： 破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
美濃屋川 (内多区間)	安濃小学校	内多地区
美濃屋川 (太田区間)	安濃小学校	太田地区
美濃屋川 (清水区間)	安濃小学校	清水地区

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
美濃屋川 (内多区間)	大雨、洪水警報等の発表により、下流の長岡観測所の水位が 2.50m（氾濫危険水位）に到達するおそれのある場合、支部長は、直ちに支部職員、または消防団員（安濃方面団）の河川の巡視による判断地点（内多区公民館東堤防）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。  また、巡視の内容は、災害対策本部安濃支部に常駐する消防連絡調整員と連携・情報共有を図る。

<p>美濃屋川 (太田区間)</p>	<p>大雨、洪水警報等の発表により、下流の長岡観測所の水位が 2.50m (氾濫危険水位) に到達するおそれのある場合、支部長は、直ちに支部職員、または消防団員 (安濃方面団) の河川の巡視による判断地点 (太田橋下堤防) 水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。</p> <p>また、巡視の内容は、災害対策本部安濃支部に常駐する消防連絡調整員と連携・情報共有を図る。</p>
<p>美濃屋川 (清水区間)</p>	<p>大雨、洪水警報等の発表により、下流の長岡観測所の水位が 2.50m (氾濫危険水位) に到達するおそれのある場合、支部長は、直ちに支部職員、または消防団員 (安濃方面団) の河川の巡視による判断地点 (清水ヶ丘 (堂山古墳群) 西堤防) 水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。</p> <p>また、巡視の内容は、災害対策本部安濃支部に常駐する消防連絡調整員と連携・情報共有を図る。</p>

## 5 危機管理総務部への情報伝達方法

### (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

### (2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

### (3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

#### ア 情報伝達職員

津市災害対策本部安濃支部長

#### イ 方法

電話又は防災行政無線

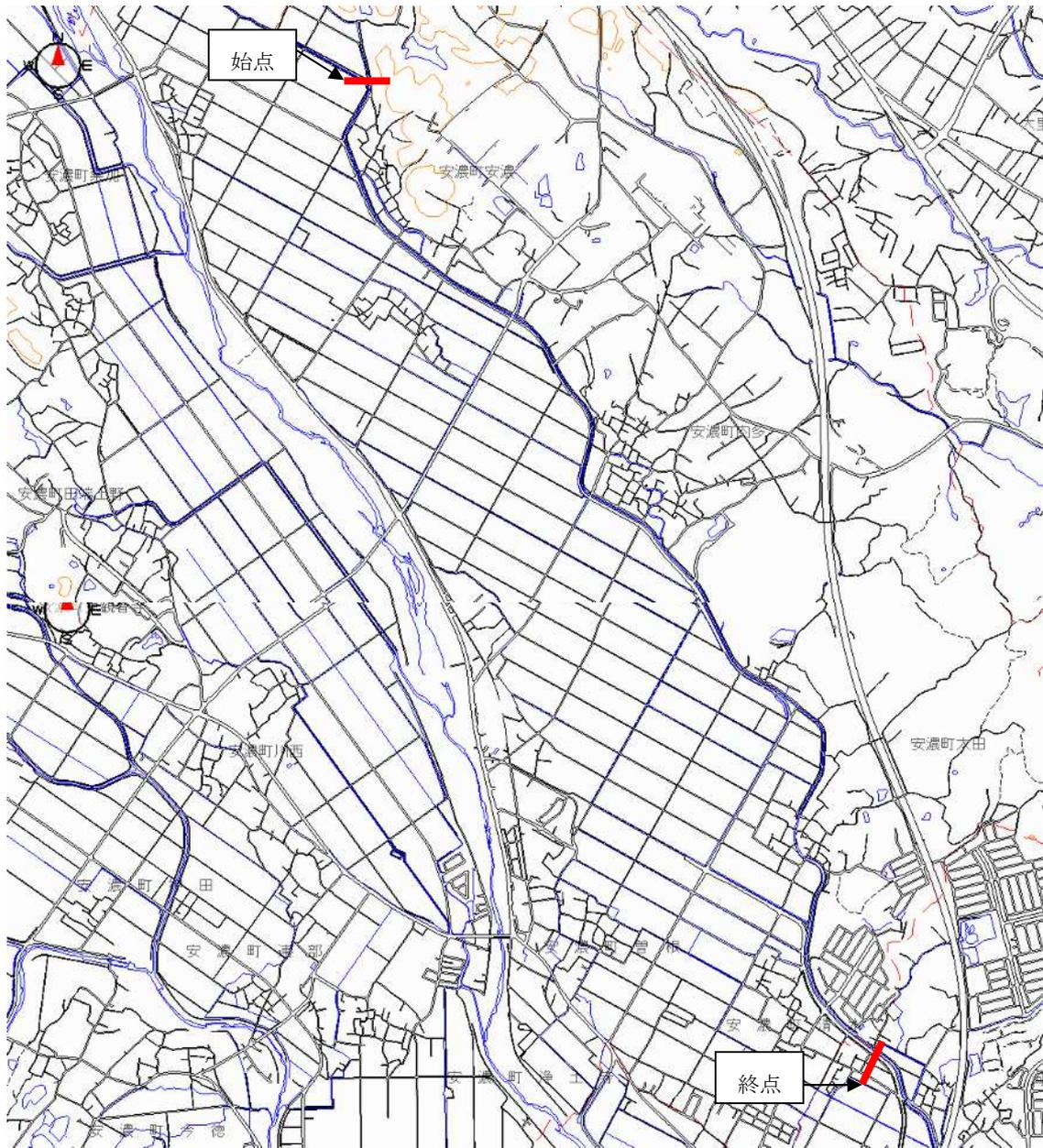
#### ウ 伝達内容

【警戒レベル 3】高齢者等避難及び【警戒レベル 4】避難指示の発令と避難対象地区

【参考資料】

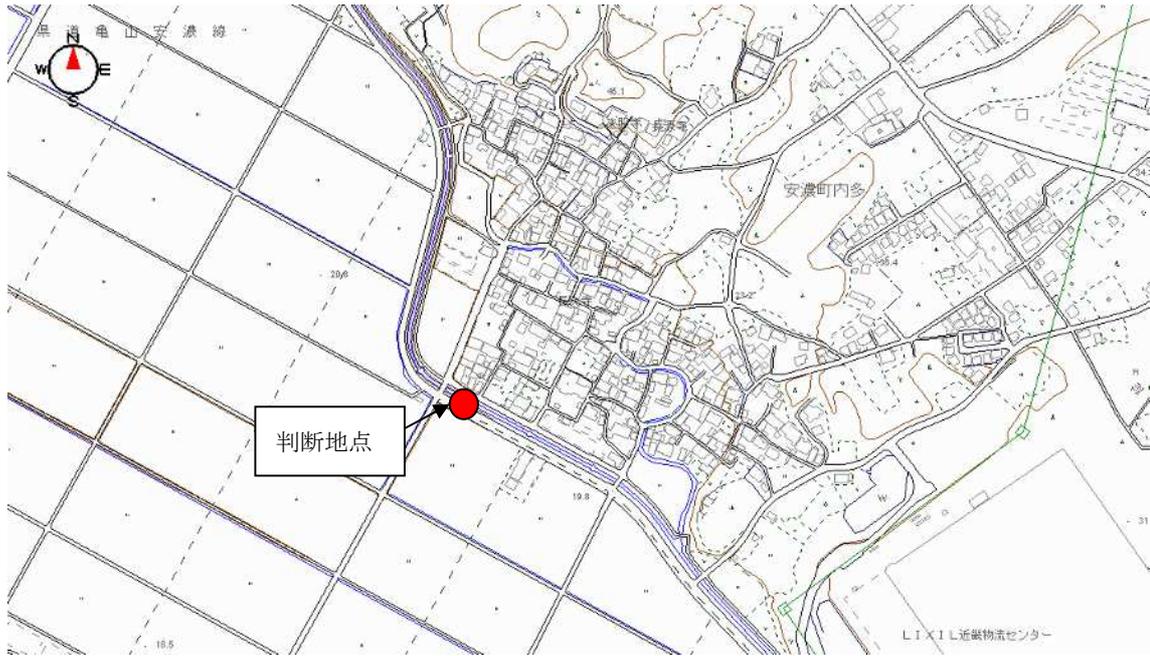
# ①河川位置図

## 美濃屋川（全区間）



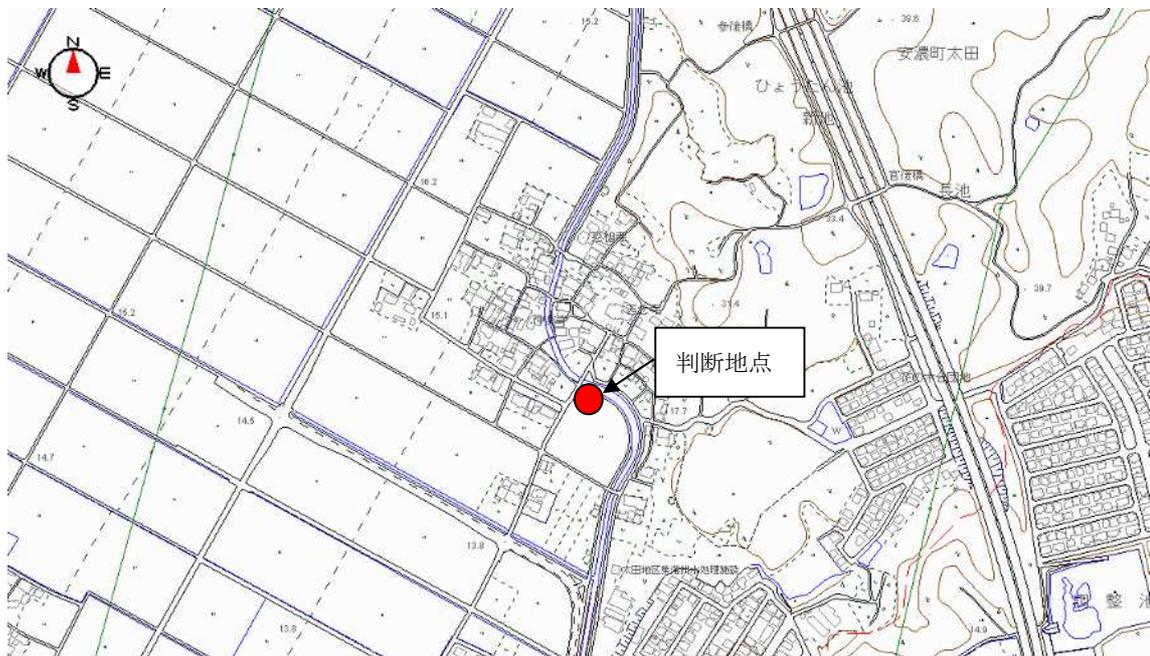
この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

## 美濃屋川（内多区間）



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

### 美濃屋川 (太田区間)



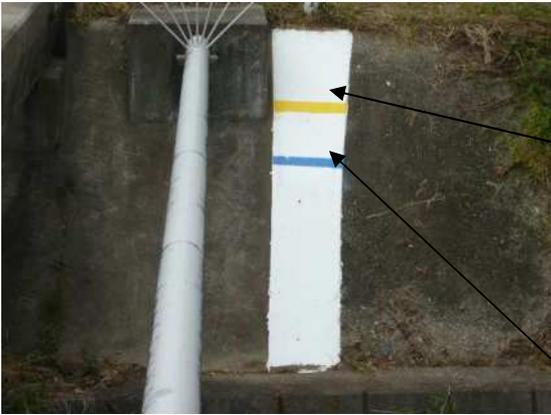
この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

## 美濃屋川（清水区間）



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

②判断地点・規準を示した写真

河川名	各判断地点	
美濃屋川 (内多区間)		<p>【警戒レベル5】緊急安全確保は、破堤または水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合</p>
		<p>【警戒レベル4】避難指示 水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3 に達したとき</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難 水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2 に達したとき</p>
美濃屋川 (太田区間)		<p>【警戒レベル5】緊急安全確保は、破堤または水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合</p>
		<p>【警戒レベル4】避難指示 水位が右護岸ヒューム管芯に達したとき</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難 水位が右護岸ヒューム管底に達したとき</p>

美濃屋川  
(清水区間)



【警戒レベル5】緊急安全確保は、破堤または水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合



【警戒レベル4】避難指示  
水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3 に達したとき

【警戒レベル3】高齢者等避難  
水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2 に達したとき

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
波瀬川	判断地点： 薬師橋下流左岸量水板  判断基準： 量水板の水位が <b>1.5m</b> を観測。 ※基準に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況  判断基準： 災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況  判断基準： 災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
波瀬川	三重中央農協旧室の口支店・波瀬ふれあい会館	室の口自治会

#### 4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
波瀬川	大雨、洪水警報等の発表により、波瀬川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに、自治会・消防団・支部職員の河川の巡視による判断地点（薬師橋下流左岸量水板）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、室の口観測所の雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。

#### 5 危機管理総務部への情報伝達方法

##### (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

- ・量水板の水位が 1.8m を観測した時点で第一報を入れる。
- ・量水板の水位が 1.5m を観測したとき。
- ・さらに水位が上昇し、災害が発生するおそれがあるとき。
- ・さらに水位が上昇し、災害が発生するおそれが非常に高まったとき。
- ・室の口地内において波瀬川が越流したとき。

##### (2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

##### (3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

##### ア 情報伝達職員

津市災害対策本部一志支部長

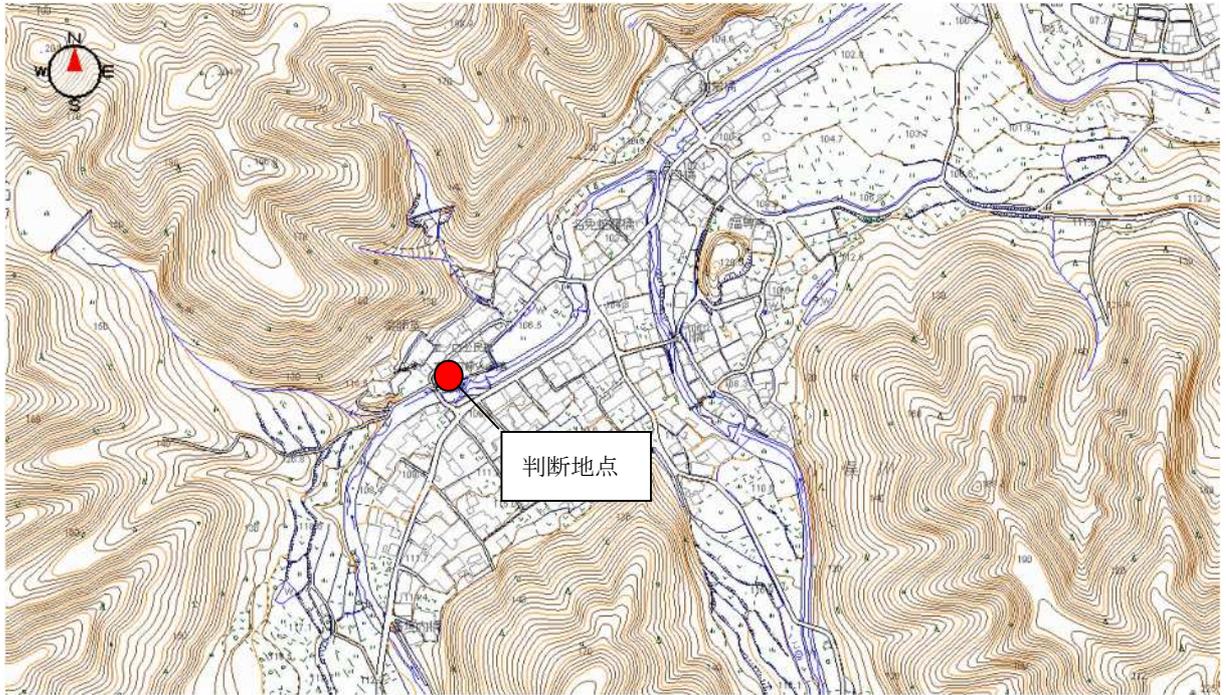
##### イ 方法

電話連絡又は、防災行政無線

##### ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

①河川位置図  
波瀬川



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点	
波瀬川	 <p data-bbox="1182 1608 1418 1742">【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	

1 はじめに

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
大村川 (上流)	判断地点： 寺前橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 寺前橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 寺前橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
大村川 (中流)	判断地点： 白山橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 白山橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 白山橋  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
佐田川	判断地点： 藤治垣内  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 藤治垣内  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 藤治垣内  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
垣内川	判断地点： 垣内公民館前  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 垣内公民館前  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 垣内公民館前  判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

※地元自治会長等及び地元消防団より避難の必要性に関する通報があった時、及び白山、垣内、福田山観測所の雨量を参考に現場の状況を確認の上、避難情報を発令することとします。

## 【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

### 3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
大村川（上流）	倭小学校	上ノ村、口佐田、中ノ村、南出
大村川（中流）	倭小学校	南出
佐田川	倭小学校	中佐田
垣内川	倭小学校	垣内

### 4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
大村川（上流）	大雨、洪水警報等の発表により、大村川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（寺前橋）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が 50 mm を超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。
大村川（中流）	大雨、洪水警報等の発表により、大村川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（白山橋）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が 50 mm を超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。
佐田川	大雨、洪水警報等の発表により、佐田川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（藤治垣内）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が 50 mm を超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。
垣内川	大雨、洪水警報等の発表により、垣内川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（垣内公民館前）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が 50 mm を超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。

## 5 危機管理総務部への情報伝達方法

### (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合

### (2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

### (3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員 津市災害対策本部白山支部長

イ 方法 電話又は防災行政無線

ウ 伝達内容 【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

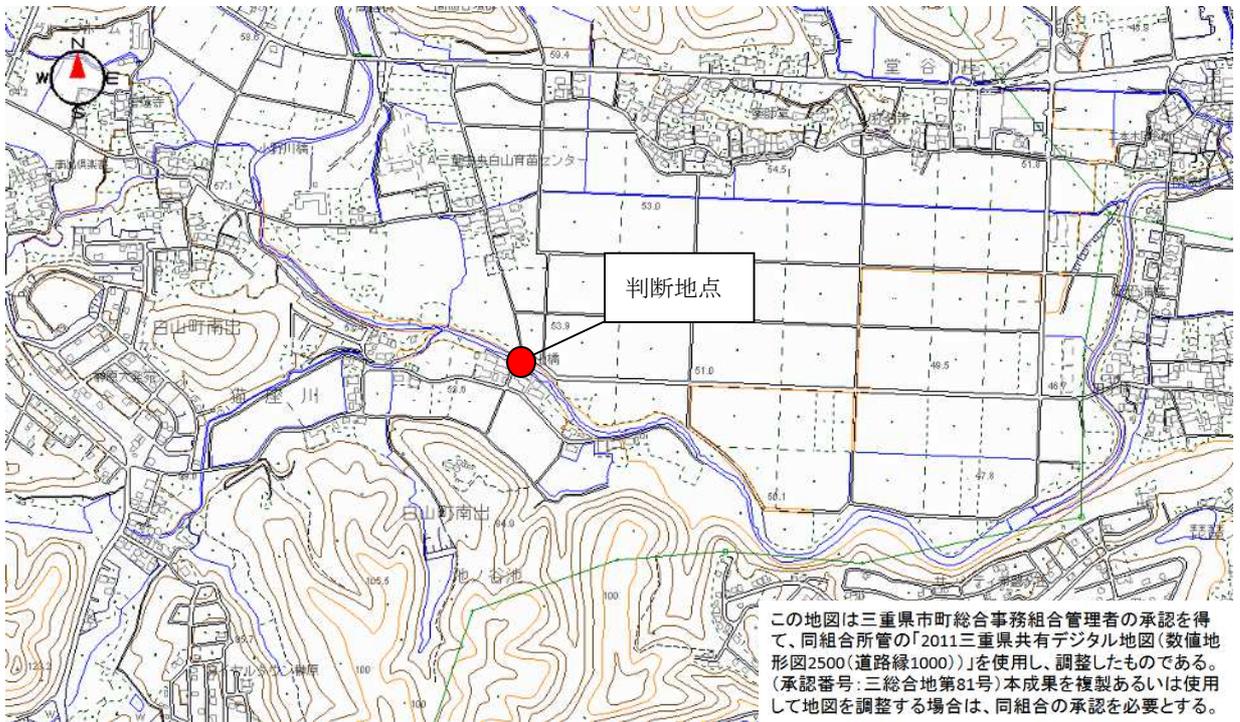
①河川位置図  
大村川（上流）



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点
大村川	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p>

①河川位置図  
大村川（中流）



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点
大村川	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

①河川位置図

佐田川



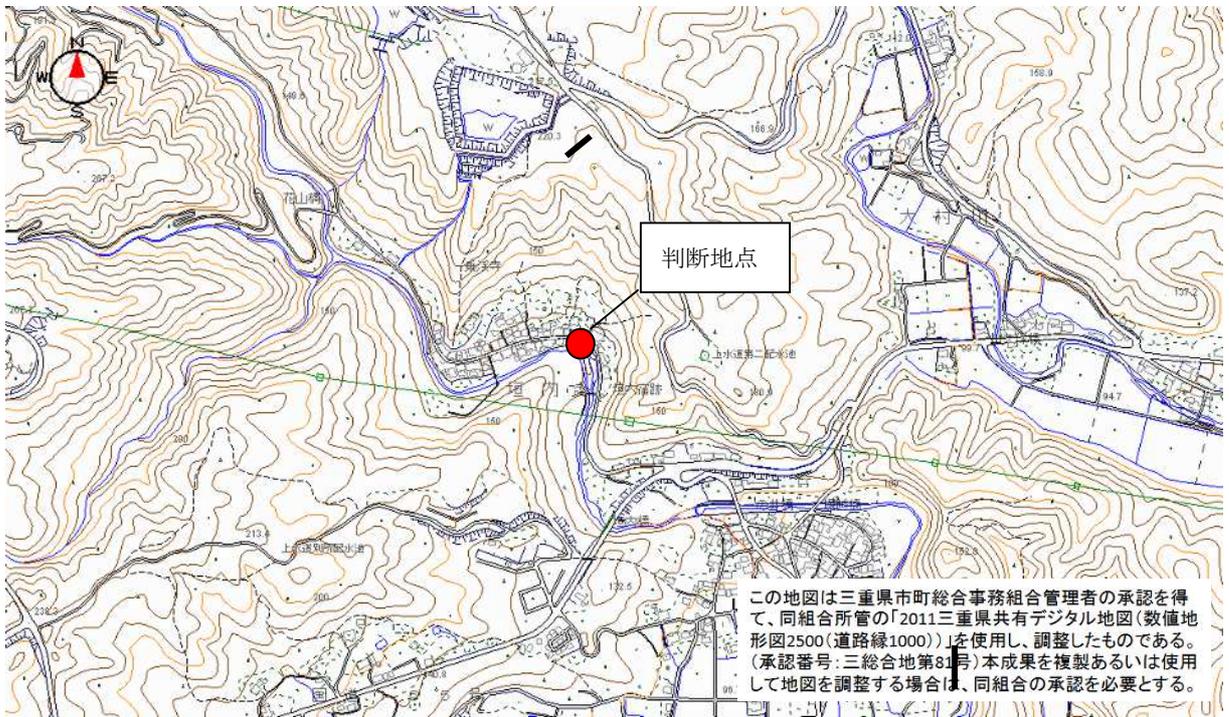
②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点
佐田川	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

【参考資料】

① 河川位置図

垣内川



② 判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点
垣内川	<p data-bbox="1177 1234 1406 1339">【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p data-bbox="1177 1361 1406 1467">【警戒レベル4】 避難指示</p> <p data-bbox="1098 1563 1481 1624">【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

### 1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

### 2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
八手俣川	判断地点： 下之川観測所（下之川太作）  判断基準： 水位が <b>2.50m</b> を観測したとき。	判断地点： 下之川観測所（下之川太作）  判断基準： 水位が <b>2.50m</b> 以上の水位に達し、さらに水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 下之川観測所（下之川太作）  判断基準： 水位が <b>3.00m</b> 以上の水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

#### 【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

### 3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
八手俣川	下之川地域住民センター	中津・太作

#### 4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
八手俣川	大雨、洪水警報等の発表により、八手俣川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は直ちに公的機関の提供する河川水位情報等を監視するほか、必要に応じ消防団員、支部職員の河川の巡視による判断地点（下之川観測所（下之川太作））水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の変化を予測する。その後、河川水位の上昇が認められ、中津橋、太作橋の通行が危険であると判断した場合は定期的に推移を確認し、支部において情報を詳細に把握する。

#### 5 危機管理総務部への情報伝達方法

##### (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇が確認され、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

##### (2) 避難情報発令の具申

水位上昇が確認され、判断基準に基づき避難情報を発令する必要がある場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して避難情報の発令を具申する。

##### (3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長へ具申し、避難情報発令の指示があった場合、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

##### ア 情報伝達職員

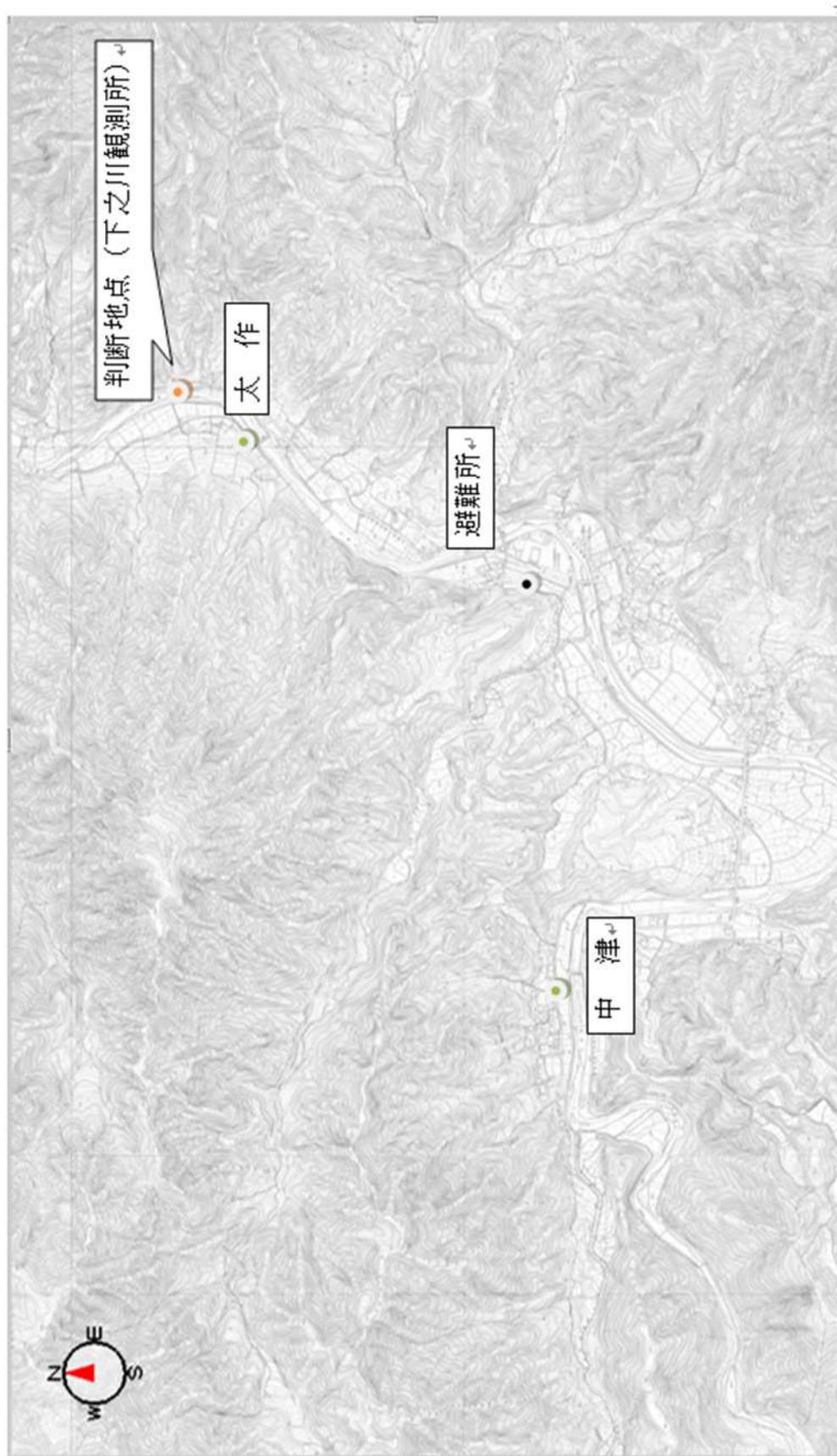
津市災害対策本部美杉支部長

##### イ 方法

電話または防災行政無線

##### ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区



この地図は三重県市町総合事務組合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号: 三総合地第81号) 本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図（数値地形図2500（道路幅1000）」を使用し、調整したものである。（承認番号：三総合地第81号）本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。



太作橋右岸から左岸撮影



太作橋より左岸下流（太作自治会）

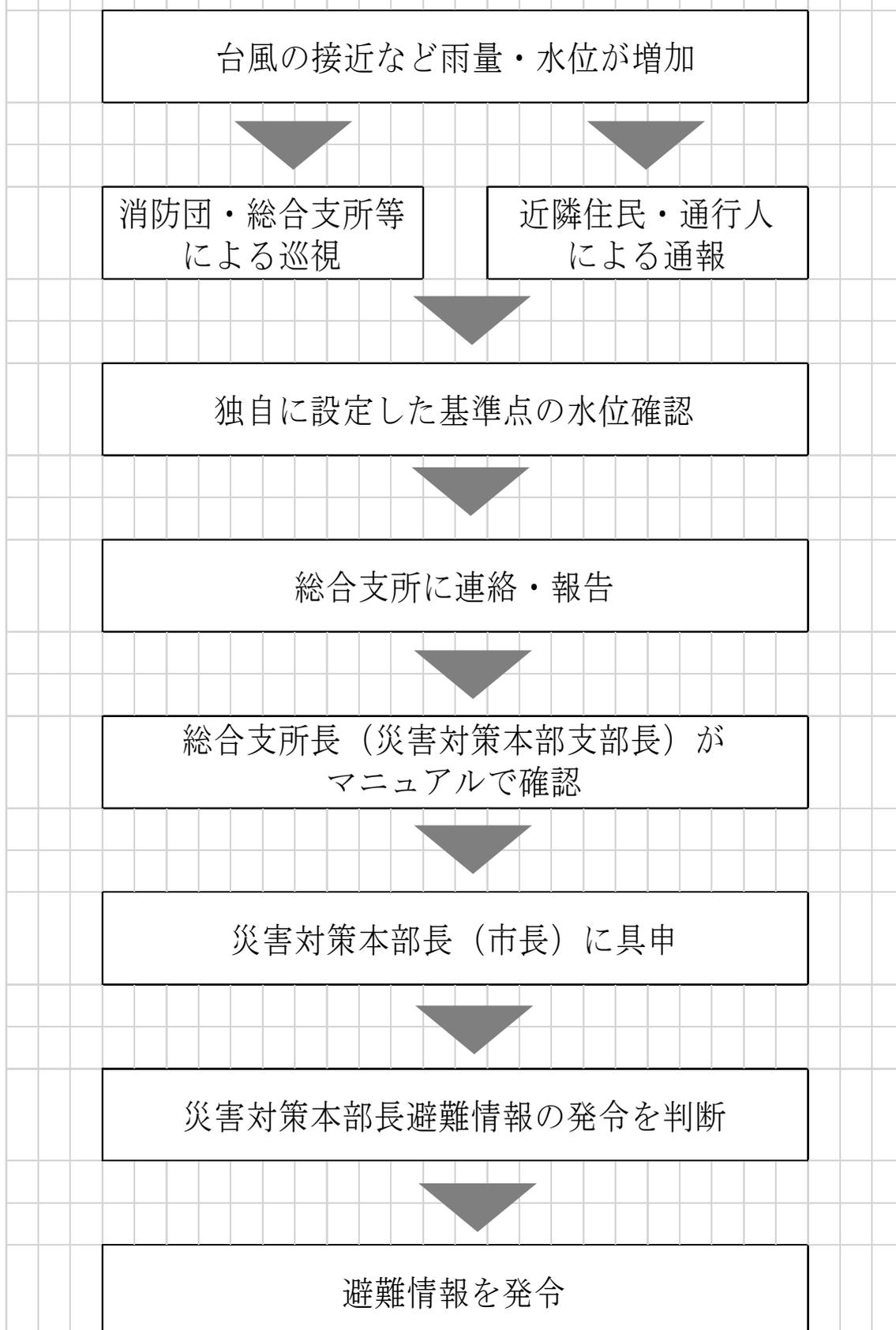


中津橋上流から対岸集落（中津自治会）



中津橋右岸（県道側）から撮影

## 避難情報の発令チャート



改訂履歴

改訂年月	改訂概要
令和6年 6月	一部改訂 ・文言修正